

① 平成18年度以降の各種委員会、審議会等の設置にあたっては、専門性を必要とするものを除き、原則として公募制を導入すること。

〈具体的項目〉

* 委員数の半数を公募制とする。
(公平・公正を期するため選考基準を設ける)

② 行政からの情報提供にあたっては、市民が分かりやすい資料とすること。

〈具体的項目〉

* 市民が読める予算書の作成
・ 事業毎に目的・趣旨等を記載するとともに、単年度の事業予算では全体の事業内容が分かりにくいいため、事業計画期間や総事業費についても記載し、分かりやすい内容とする。

③ 地域密着型の行政を目指し、懇談会や座談会などを積極的に行うなど、行政と市民が一体となった市政運営を展開するための方策を検討すること。

〈具体的項目〉

* 定期的に地区懇談会を開催するなど、市民と行政が情報の共有を図れるような方策を積極的に行うこと。
* 幹部職員だけでなく、一般職員が市民との対話を重視した座談会等を積極的に計画するなど、地域密着型の行政を目指すこと。

(6) 事務事業の見直しについて

効率的な行財政運営を行うために

も事務事業の見直しは早急に行うべき課題であることから、すべての事務事業の見直しを行うための具体的な検討を行うとともに、市民の理解を得るための方策を検討すること。

① 事務の効率化を図るため、事務事業の整理を行うこと。また、全ての事務事業を見直す市民参加の組織設置を検討すること。

〈具体的項目〉

* 行政の責務(範囲)の確認
* 事務事業の質(サービス)の向上に向けた方策の確認
* 入札制度を見直すなど、公平・公正な入札制度の確立に向けた方策の検討。

(7) 指定管理者制度の導入について

指定管理者制度の平成18年度導入に際しては、利用者の公平・公正な利用の確保及びサービスの向上は勿論のこと、経費の縮減と併せ公の施設の設置目的を最大限に発揮できるようにすること。

2 市民の理解を得るとともに、協力と負担を求めること

(1) 公平・公正な負担区分の明確化について

受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料・負担金等について事業の公共性の程度や政策的観点を考慮しつつ、受益の程度と費用負担のバランスを検証し、受益者負担の適正化を図ること。

① 合併時に未調整な使用料・手数料・

負担金について早急な見直しを行い、同種の事業内容でも受益者負担が複数存在することの無いよう早急に調整を行い、負担の適正化、公平性の堅持を図ること。

(2) 補助金等の整理合理化について

平成17年度は旧町毎の補助金を継続支出しているものもあるが、朝来市となった今、公平・公正かつ効果的な財源の活用観点からもゼロベースからの検証など、早急に見直しを行うべきである。

① 限られた財源を有効かつ効果的に活用するためにも団体等への補助金は、費用対効果、各種団体の自主・自立の観点からも見直しの方策を検討すること。

〈具体的項目〉

* 補助基準、補助率、補助対象経費は適正な基準とすること。
* 市民が参画した第三者機関を設置し、全ての補助金について、費用対効果、有益性等の検証を行うこと。
・ 旧町の状況を引きずるのではなく、毎年度ゼロベースからの検証
・ 使途の確認と明確化(事業内容の検証とチェック機能の確立)

* 団体等への補助金の支出にあたっては、年限等を設けるなど、自立を促す措置も講ずること。
・ 組織設立後5年を経過した団体補助について、補助金が活動

費の大半を占めている場合は中心的に検証を行い、見直しを行うこと。
・ 活動内容が、研修や講演会など年1、2回の活動が中心で日常的な活動がない団体について見直しを行うこと。

3 外部団体等の改革に関すること

(1) 第三セクターへの公的関与について

第三セクターについては、事業内容、経営状況、公的支援等について点検・見直しを行い、市民に情報を公開すること。
併せて、雇用機会の確保、地域活性化等の観点から地域経済への貢献度も勘案しながら5年毎に公的関与の必要性を検証し判断するとともに、代表者等のあり方についても検討すること。

平成17年12月28日

朝来市行財政改革推進委員会

■ 問い合わせ
行政改革推進課
電話 672・6112 (直通)